

陳情第150号	受理年月日	平成28年6月16日
付託委員会	環境建設委員会	
陳情者	八幡西区鳴水町5-17 安部 和治	
件名	鳴水町2号線擁壁工事施工の要否の検証について	
要旨	<p>平成18年11月ごろ、八幡西区役所まちづくり整備課は、市道鳴水町2号線での車両の離合を確保するため、隣接する民有地との境界付近に擁壁を整備したが、本件工事は大勢の市民の利益になっていないと思われるので、議会において、次の点について調査し、結果を報告していただきたい。</p>	
	記	
	<p>1 八幡西区役所まちづくり整備課には工事金額積算の専門官がいるにもかかわらず本件工事金額を提示しないのは不当である。市に対し、工事金額を積算させた上で費用対効果を提示すること。</p>	
	<p>2 本件工事は、道路沿線の地権者との境界が明示され、道路拡幅と称して施工されたが、同課によれば、本件と同様の工事は過去に例がないという。このような異例の工事を区役所まちづくり整備課の権限で施工できるのか調査すること。</p>	
	<p>3 本件工事は、道路の拡幅が目的であったとされているが、そうであれば、当然転落防止柵が設置されているはずである。本来の目的を外れた施工ではないかどうか調査すること。</p>	
	<p>4 本件工事に係る文書は市役所のどこかに保管されていると思われる。その所在を調査すること。</p>	